

貴社の新商品を盛岡地区で試験販売し、手応えを確かめてみませんか？

お知らせ

# 試験販売事業 出展者募集のお知らせ

消費者ニーズや  
商品評価の把握に  
ご活用ください！



【主催】(公財)いわて産業振興センター

**期 間** 平成26年5月～平成27年2月末

**場 所** イオンモール盛岡南「いわて活菜横丁・結いの市」内  
試験販売スペース(エスカレーター側入り口)

**事 業  
対 象 者**

- 中小企業支援法第2条に規定する中小企業者
- 岩手県内において創業しようとする個人及びグループ
- 農林水産物及びその加工品の生産者等
- その他、いわて産業振興センターが適当と認める者

**使用可能面積および1事業者  
あたりの出店限度日数**

- 5m×3.2m、最長7日間(間が空いても可)までで調整します。

イオンモール  
盛岡南1F



いわて活菜横丁  
結いの市

詳しくはホームページをご覧ください▶

<http://www.joho-iwate.or.jp/tm/>

**お問い合わせ**

- 空き日程の確認、申込：(一社)遠野ふるさと公社(結いの市管理者)……………☎019-631-3137
- 制度についての確認：(公財)いわて産業振興センター産業支援グループ……………☎019-631-3823

※この事業は「いわて希望ファンド」の助成を受けて実施しています

厚生労働省／岩手労働局からお知らせ

## 確認しましょう！ 最低賃金。

岩手県最低賃金が、  
平成26年10月4日(土)より  
時間額665円から678円に改正されました。

- 岩手県内で働くパートタイマー・アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。
- 賃金額が、時間額678円を下回っている場合は、発効日から時間額678円以上となるよう賃金額を改正する必要があります。
- 岩手県最低賃金(地域別)のほか、産業別最低賃金が5つ設定されています。

**適用対象労働者**

全ての事業主は、その雇用する労働者(パート労働者・アルバイト等含む)に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

**対象となる賃金**

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

**岩手県最低賃金と  
特定(産業別)最低賃金**

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」があります。

詳細は、岩手労働局労働基準部賃金室(TEL:019-604-3008)へお問い合わせください。

岩手労働局 |

検索

(公財)いわて産業振興センター広報誌  
**産業情報いわて**  
2014年11月10日(毎月10日発行)

■発行／公益財団法人 いわて産業振興センター  
〒020-0857 盛岡市北飯岡2丁目4-26(岩手県先端科学技術研究センター2F)  
TEL.019(631)3823 FAX.019(631)3830  
E-mail joho@joho-iwate.or.jp URL <http://www.joho-iwate.or.jp/>  
■編集印刷／川嶋印刷株式会社



この冊子は地球に優しいベジタブルオイルインクを使用しています。